

国立大学法人京都教育大学内部監査規則

平成18年12月25日 制 定

平成28年 3月10日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）の内部監査室（以下「監査室」という。）が実施する業務及び会計に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本学の業務運営及び会計処理の適法性について、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提言を行うことにより、本学の健全な運営に資することを目的とする。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は、次のとおりとする。

- 一 業務監査 本学の業務運営が法令及び本学の諸規程等に従い、適正に執行されているか否かについての監査
- 二 会計監査 本学の会計処理が正当な証拠書類等により事実に基づいて処理され、帳簿等が法令及び諸規程等に従い適正に記録されているか否かについての監査

(監査の区分)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

- 2 定期監査は、監査室長が各事業年度における監査計画を策定し、あらかじめ学長の承認を得た上で実施する。
- 3 臨時監査は、学長が必要と認めるときに、監査室長に命じて実施する。

(年度監査計画書)

第5条 前条の定期監査に係る監査計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 監査対象業務及び監査重点項目に関する事項
- 二 監査対象の部局等（以下「被監査部署」という。）に関する事項
- 三 監査実施時期及び期間に関する事項
- 四 その他必要な事項

- 2 臨時監査は、前項の規定に準じて監査計画書を定めるものとする。

(監査担当者の権限)

第6条 監査室長、監査室次長及び室員（以下「監査担当者」という。）は、被監査部署に対して、監査実施上必要な一切の書類の提出を求めるとともに、監査に必要な説明を求めることができる。

- 2 被監査部署は、前項の要求を正当な理由なく拒むことができない。
- 3 前項の理由は、書面により学長に提出し、承認を得なければならない。

(監査通知)

第7条 監査室長は、監査を実施するときは、監査の実施日時及び重点項目をあらかじめ被監査部署に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(監査の実施方法)

第 8 条 監査は、実地監査とする。ただし、監査室長が認めたときは、書面監査をもってこれに代えることができる。

- 2 実地監査は、被監査部署に赴き、実査、立会、確認、質問等により実施する。
- 3 書面監査は、関係書類の精査、帳票等の突合及び関係諸規則に基づく調査等により実施する。
- 4 公募型の研究資金に係る会計監査においては、リスクアプローチの手法を取り入れて実施する。

(監査実施上の注意)

第 9 条 監査担当者は、監査の実施に際しては、監査計画書に基づき、事実の認定及び処理の適正の判断について、常に公正でなければならない。

- 2 監査担当者は、監査の実施に当たり、被監査部署の日常業務を著しく妨げることをないように配慮しなければならない。
- 3 監査担当者は、監査実施上知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らし、又は自分のために窃用してはならない。

(監査結果の説明等)

第 10 条 監査室長は、監査実施後、その結果を被監査部署に説明又は提示を行い、被監査部署から意見等があるときは、十分にその意見を聴取し、次条に規定する監査結果調書の作成に資するものとする。

(監査結果の報告)

第 11 条 監査室長は、監査実施後、当該監査の方法、内容及び結果等を監査結果調書にまとめ、速やかに学長に報告しなければならない。ただし、必要と認めるときは、監査実施中においても随時口頭で学長に経過について報告するとともに、その指示を求めることができる。

(監査結果の通知及び改善等)

第 12 条 学長は、監査結果について、被監査部署に通知する。

- 2 前項の場合において、改善のための対策、措置等を講じる必要があると認めるときは、当該対策、措置等を講じるよう併せて通知する。
- 3 被監査部署の長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果を学長に書面により回答しなければならない。

(他の監査機関との調整等)

第 13 条 監査室は、随時、監事及び会計監査人と、それぞれの視点から不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、監査を効率的・効果的かつ多角的に実施するものとする。

- 2 監査室は、監事又は会計監査人の監査が効率的・効果的に実施できるよう、これに協力するものとし、監査担当者は、監事又は会計監査人の許可を得て、又はその求めに応じて、これに立ち会うことができる。

附 則

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。